

秋の運動を全会員の参加で成功させよう！ 署名を集め、会員・読者を増やしましょう！



2015 年 11 月 23 日（月）発行
No.162

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目 19 番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

北区国保交渉を行いました



11 月 11 日（水）北区役所保険年金課との交渉・懇談を行い、区役所側から鈴木保険年金課長はじめ 4 人、民商から 3 人と日本共産党の岡田ゆきこ市議が参加。

昨年の交渉で「毎月きちんと納付を続けている人には 1 か月でなく、せめて 3 か月以上の短期保険証を発行してほしい」と民商から要望。その後、北区役所では今年の 4 月からは 3 か月の短期保険証を発行するようにしていると聞いていたため「3 か月でいいということではないが、前進だと思います。これからも

よろしくお願いします」と民商の代表が最初に述べてから話し合いに入りました。収納主査は「わたしどもとしても、なるべく差し押えはしたくない。財産調査についても給与の調査などは職場に知られることで本人が不利益を被ってしまう可能性もある。なるべく納付の相談にきてほしい」と話しました。資格証明書についても減らす努力をしている、との回答でした。岡田市議が「横浜市は資格証明書をなくす方向だがすぐにゼロにはできないので、少しずつ短期証に切り替えている。視察に行くので詳しく聞いてきます」と話すと保険年金課長が「そうしてもらおうと私たちのストレスも減ります」と発言し他の職員もうなずいていました。

また、分割納付誓約書に「誓約書事項に違反した場合は、被保険者資格証明書の交付、財産の差し押さえ、延滞金の減免の取り消しその他の措置を受けても異存ありません」との文言について抗議したところ「その文言は市の作った用紙に入ってしまったので同意できない方は線を引いて消していただいてかまいません」との返答でした。民商からは「中小業者は、売上があっても経費や借金返済など支出が多く支払うのが大変な場合が少なくない。実情をよく聞いて相談にのってほしい」と重ねて要望し、区保険年金課から「財産調査や差し押えになる前にぜひ相談に来てほしいのでよろしくお願いします」と要望、終了しました。

～婦人部忘年会のお知らせ～



日時 12月19日(土) AM11:00～

場所 民商3F

参加費 無料

当日はお弁当を取ります♪ 差し入れ大歓迎！

(婦人部役員会 AM10:00～)



民商弾圧を許さない！3名の無罪を勝ち取ろう！

11 月 15 日（日）「倉敷民商弾圧事件・無罪をかちとる愛知の会」の第 2 回総会が開かれ 78 名が参加しました。第一部では「倉敷民商弾圧事件の本質は何か」と題し鶴見祐策弁護士が記念講演。税理士法の歴史と問題点、民商弾圧との闘いの歴史にも触れて今後の闘いの方向性について述べられました。

その後、禰屋町子さんが「428 日間の勾留中、弁護士以外は家族との接見も許されず、落ち込んでしまった時期があった。私は何も悪いことはしていないのに、なぜ？」と。そんな時期に外から宣伝カーの音が聞こえてきて私はひとりじゃないととても励まされた。毎日壁を向いて正座させられるので視力が落ちてしまい、保釈されてから白内障の手術も受けた。護送される際に支援にきた青年（倉敷民商の青年部長）が手を振ってくれたので思わず振り返ったら、それから護送の際には私の窓のところだけ目張りをして通り過ぎる際にはカーテンで頭を無理にくるまれたかっこうで通り過ぎるようになった。なぜそこまで思わずにはいられない。」

また、「当事者の 1 建設には年に数回しか行っていないのに『全部禰屋がしたこと』とされている。本来脱税の案件なら重加算税が課されたはずなのに、1 建設の専務は裁判で重加算税の有無を聞くと『知らない、わからない』『言いたくない』と言っていた。宣伝カーや皆さんの声援、手紙など『私はひとりじゃない。仲間っていいな』と励まされた。仲間の待つ民商へ早く帰りたいと思います」と切々と訴えられました。

12 月 7 日には「小原・須増裁判」控訴審判決、12 月 21 日には「禰屋裁判」があり、署名を急いで積み上げようと全員で「3 名の無罪をかちとるためにガンバロー」と唱和して閉会しました。閉会あいさつは太田愛商連会長（無罪を勝ち取る愛知の会・副会長）が行いました。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月 15 日集金
月末 100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。